

〈納入申告書〉は、納入書の裏面にあります。

納入時に必要事項を記入し、金融機関に提出してください。

【記載例】

人員欄に記入された者に対して支払った退職手当等の金額の合計額を記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税及び府民税のそれぞれの合計額を記入してください。

退職手当等の受給者氏名、住所、税額計算の基となった内容及び税額を記載してください。退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した人員が3名以上又は他の支払者からの退職手当等を合算して特別徴収税額を算出している場合は、下記の様式を必要枚数作成し、提出してください。

赤色で印刷された用紙です。

退職所得に係る 個人市民税 個人府民税 納入申告書	
京都市長 あて 令和 6 年 10 月 11 日提出	
退職手当等支払金額	令和 6 年 9 月分 人員 2 人 ¥ 364,387.70
特別徴収税額	市民税 ¥ 68,660.00 府民税 ¥ 45,770.00
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 住所又は〒 604-8571 所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 氏名又は名称 洛中商事株式会社 法人番号又は個人番号 1234567890111 連絡先 (075) 123-4567	
氏名 左京 次郎 様	氏名 右京 三郎 様
① 退職者の内訳 1月1日現在の住所 京都市 北区紫野〇〇町33 勤続年数 35 年 第1年未満期上 就職日/退職日 昭和33年10月1日~令和6年9月30日 支払金額 27,485,570 円 特別徴収税額 市民税 269,500 円 府民税 179,600 円	② 退職者の内訳 1月1日現在の住所 京都市 伏見区〇〇町681 勤続年数 5 年 第1年未満期上 就職日/退職日 令和3年1月1日~令和6年9月17日 支払金額 8,953,200 円 特別徴収税額 市民税 417,100 円 府民税 278,100 円

表面の納入書と同じ「年・月」を記入してください。

退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した人員を記入してください。

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。

この申告書の内容についてお尋ねする場合の連絡先を記入してください。

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）の法人番号又は個人番号を記入してください。

〈納入内訳届出書〉は、金融機関ではなく

京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）まで直接提出してください。

【記載例】

退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書	
(宛先) 京都市長 令和 6 年 10 月 5 日提出	
特別徴収義務者の所在地（住所）・名称（氏名） 所在地（住所）：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 名称（氏名）：洛中商事株式会社	特別徴収義務者指定番号 180001 担当者の所属・氏名・電話番号 (所属) 人事課 (氏名) 鴨川 花子 (電話) 075-123-4567
納入月 令和 6 年 9 月分 納入年月日 令和 6 年 10 月 10 日 報告人員 2 人 納入税額 1,144,300 円	
退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間及び勤続年数
住所 京都市北区紫野〇〇町33 氏名 左京 次郎	自平成17年10月1日 至令和6年9月30日 勤続35年(一年未満は切上げ)
退職手当等の支払金額及び支払日(ア) 27,485,570 円 令和6年9月28日	退職所得控除額(イ) 18,500,000 円
退職所得控除後の金額(ア)-(イ) 8,985,570 円	徴収した市民税・府民税額 市民税額 269,500 円 府民税額 179,600 円 合計税額 449,100 円
左の者が特定役員(注)である場合は○をしてください。(法人の役員の場合は退職所得の特別徴収の提出も必要です。)	他の退職手当等の支払金額がある場合の計算内訳
住所 京都市伏見区〇〇町681 氏名 右京 三郎	自令和2年1月1日 至令和6年9月17日 勤続5年(一年未満は切上げ)
退職手当等の支払金額及び支払日(ア) 8,953,200 円 令和6年9月17日	退職所得控除額(イ) 2,000,000 円
退職所得控除後の金額(ア)-(イ) 6,953,200 円	市民税額 417,100 円 府民税額 278,100 円 合計税額 695,200 円
左の者が特定役員(注)である場合は○をしてください。(法人の役員の場合は退職所得の特別徴収の提出も必要です。)	この欄に書ききれない場合は、計算内訳書を添付してください。
(注) 特定役員とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国會議員及び地方議會議員並びに国家公務員及び地方公務員で、役員等としての勤続年数が5年以下である人をいいます。	
退職手当等を分割して支給する場合は、以下の欄に記入してください。	
退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間
住所 氏名	勤続年数(一年未満は切上げ)
分割支払期間	退職手当等の支払金額及び税額
分割回数	既に支払った金額及び税額 ①
今回の支払日	今回支払う金額及び税額 ②
未払い金額及び税額(ア)-(①+②)	
退職手当等の分割内訳	合計税額 ③+④

※税額計算の基となる内訳がわかる既存の計算書等がある場合はそちらを提出いただいても結構です。